

甲賀市教育旅行における農林漁業等生活体験ホームステイ 実施に係る取扱指針

甲賀市産業経済部農業振興課
平成27年 2月 6日策定

1 趣旨

この指針は、本市における恵まれた自然豊かな農山村での暮らしをそのまま体験し、農林漁家と心の通った交流をする滞在型の教育旅行における農林漁業生活体験ホームステイを実施するにあたり、ホームステイを希望する生徒等の安全・安心を確保するとともに、受け入れる農林漁家が提供する体験内容の質の向上を図ることを目的とするものである。

2 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 教育旅行

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校の児童、生徒および引率者（以下「生徒等」という。）が授業の一環として行う農林漁業体験および生活体験で、校長が教育上必要と認めるものをいう。

(2) 農林漁業生活体験ホームステイ

教育旅行において、農林漁家等に滞在して農林漁業体験および調理、団らん等の農村生活体験をすることをいう。

(3) 受入協議会等

市が設置し、農林漁業生活体験ホームステイを円滑に実施するための組織をいう。

(4) ホームステイ希望者

教育旅行の一環で、農林漁業生活体験ホームステイを希望する生徒等をいう。

(5) 受入家庭

受入協議会に登録している農林漁家等で、農林漁業体験および農村生活体験を提供し、ホームステイ希望者の受入れを行う家庭をいう。

3 受入家庭

(1) 登録

受入家庭は、事前に受入協議会に登録するものとする。

(2) 対象とする提供行為等

受入家庭が提供する行為は、次のとおりとする。

ア 農林漁業体験に係る指導に関すること。

イ 地元の食材を活用した料理の調理指導に関すること（ホームステイ希望者が自ら調理するもの、または、受入家庭との共同調理に限るものとし、受入家庭は食事の提供をしてはならない）。

ウ 相互理解を深めるため、団らん等の機会の提供に関すること。

エ その他、家庭の日常生活に係る体験指導に関すること。

(3) 受入人数

1 受入家庭当たりの受入人数は、5人以下とする。

(4) 受け取ることのできる経費

受入家庭においては、農林漁業体験および生活体験の提供に要する経費のみを受け取ることができるものとし、名目のいかんを問わず宿泊に関する経費等は受け取ることができない。また、その経費は受入協議会等と受入家庭が協議のうえ算定し、内訳書を作成し明確にするものとする。

受入家庭が受け取ることができる経費	① 各種体験（農林漁業作業、調理体験等）の提供に要する材料費及び消耗品、保険料等の諸経費 ② 各種体験の指導に係る指導料 ③ ホームステイ希望者の受入に要する通信費および消耗品費等の諸経費
受入家庭が受け取ることができない経費	① 宿泊に関する経費 名目のいかんを問わず実質的に寝具や部屋の使用料とみなされるもの（休憩料、寝具賃貸料、寝具等のクリーニング代、光熱水道費、室内清掃費等） ② 生徒等の送迎に要する経費

4 受入協議会等

(1) 設置

市は、安全・安心に農林漁業生活体験ホームステイの受入れを行うために、受入家庭へのホームステイ希望者の受け入れ主体として、市、地域の関係機関・団体および受入家庭で構成される受入協議会等を設置するものとする。

(2) 安全管理対策等の指導

受入協議会等は、安全・安心を確保する観点から生活衛生、食品衛生、事故防止および災害への対策等（以下「安全管理対策等」という。）の指導を行う担当者を定めるものとし、受入家庭へ安全管理対策等に関する指導その他必要な措置を講ずるものとする。

また、市に安全管理対策等指導責任者を設置するものとする。

(3) 安全管理対策等に関する講習会

受入協議会等は、原則として1年に1回以上、当該受入協議会等に登録する全部の

受入家庭を対象として安全管理対策等に関する講習会を実施するものとする。

(4) 地域内の調整

受入協議会等においては、ホームステイ希望者の受け入れに当たり地域内の旅館業営業者との調整をあらかじめ行うものとする。

5 安全管理対策等

受入協議会等および受入家庭は、受け入れに当たって、ホームステイ希望者の安全管理対策等を記載した安全管理マニュアルを作成して対策等を講ずるとともに、適宜マニュアルの見直しを行うこと。特に、危険を伴う体験については十分配慮するとともに、緊急の連絡体制の整備や傷害保険・賠償保険等への加入など事故発生時の対応に万全を期するものとする。

また、受入家庭は、受け入れた際に生徒等に対して避難口等の案内を行うものとし、各部屋から屋外へ容易に避難できるよう経路の確保に努める。

6 届出

受入協議会等は、受入実績届出書（別紙１）を、翌年度の４月３０日までに、甲賀市産業経済部農業振興課長に提出するものとする。

7 その他

この指針に定めるもののほか必要な事項は、受入協議会等が受入家庭と協議して定めるものとする。

別紙 1

農林漁業等生活体験ホームステイ受入実績届出書

平成 年 月 日

甲賀市産業経済部農業振興課長 あて

届出者 住所
協議会名
代表者氏名 印

農山漁村生活体験ホームステイを次のとおり実施したので、甲賀市教育旅行における農林漁業等生活体験ホームステイ実施に係る取扱指針により届け出ます。

受 入 協 議 会 等 の 名 称		
所 在 地 ・ 連 絡 先	住所（〒 — ）	
	TEL :	FAX :
	Email :	
	担当者名 :	
受 入 協 議 会 等 設 置 年 月 日	年 月 日	
受 入 実 施 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (年間の受入実績は添付資料のとおり)	
安 全 衛 生 等 指 導 担 当 者 氏 名		
安 全 衛 生 等 講 習 会 実 施 回 数	回 (年間の受入実績は添付資料のとおり)	

- 注 1．別紙 2 を添付すること。
 2．パンフレット等の参考資料があれば添付すること。

別紙2

受入協議会等の名称 _____

農山漁村生活体験ホームステイ年間実績

1 受入実績

	受 入 期 間	学 校 名	人 数	受入農林 漁家数
1	月 日～ 月 日			
2	月 日～ 月 日			
3	月 日～ 月 日			
4	月 日～ 月 日			
5	月 日～ 月 日			
6	月 日～ 月 日			
7	月 日～ 月 日			
8	月 日～ 月 日			
9	月 日～ 月 日			
10	月 日～ 月 日			

2 安全衛生等講習会実施状況

	実 施 日	会 場	内 容
1	月 日		
2			
3			
4			
5			
6			